

## 稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託実施要領

稲沢市（以下「本市」という。）では、稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、優先交渉者を選定するため、本要領に基づき提案の募集を行うものである。

### 1 目的

本市では、男女にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会に向けた意識の向上」、「あらゆる分野での男女共同参画の推進」、「男女共同参画の視点に立った環境の整備」、「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を目標に事業を推進しています。

事業の実施にあたり、魅力あるイベント等を実施するため、市民団体及びグループの企画力、運営力等を活かした企画提案を求め、優先交渉者を選定するために実施するプロポーザル方式に関して必要な事項を定めるものである。

### 2 受託業務の概要

#### （１）件名

稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託

#### （２）業務内容

別紙１「稲沢市男女共同参画社会づくり推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

#### （３）委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

#### （４）委託金上限額

金５００，０００円（消費税及び地方消費税等を含む）

#### （５）契約方法

契約の締結は、プロポーザル方式で選定された優先交渉者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。

### 3 プロポーザル方式の参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、5人以上で組織する市民団体及びグループとする。

- （１） 稲沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員が経営や運営に関与しないこと。
- （２） 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

#### 4 選定のスケジュール

本業務は以下の日程にて、優先交渉権者の決定、契約の締結の予定です。

| 項目             | 日程                                              |
|----------------|-------------------------------------------------|
| （１）参加登録申込      | 令和 7 年 4 月 7 日（月）から<br>令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時 |
| （２）質問の受付       | 令和 7 年 4 月 7 日（月）から<br>令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時 |
| （３）質問に対する回答    | 令和 7 年 5 月 1 日（木）（予定）                           |
| （４）企画提案書類の受付   | 令和 7 年 5 月 7 日（水）から<br>令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時 |
| （５）審査日         | 令和 7 年 5 月 27 日（火）第 11 会議                       |
| （６）優先交渉権者の決定通知 | 令和 7 年 5 月 28 日（水）（予定）                          |
| （７）契約締結        | 令和 7 年 5 月 末日（予定）                               |

##### （１）参加登録申込

企画提案種類の提出を希望される応募者は、必ず以下のとおり参加登録申込みを行ってください。

##### 【受付期間】

令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで

##### 【提出方法】

参加登録申込書（様式第 1）を電子メール又は稲沢市市民福祉部地域協働課（稲沢市役所本庁舎 1 階）（以下「地域協働課」という。）へ提出してください。メールの場合の件名は「参加登録申込（市民団体等名）」としてください。

##### 【提出先】

chiik@city.inazawa.aichi.jp 又は、地域協働課へ提出してください。

**【その他留意事項】**

参加登録を行ったにもかかわらず、企画提案書類を提出しなかった場合は、審査を辞退したものとみなし、審査結果の通知を行いません。

**(2) 質問の受付**

企画提案書類提出にあたっての質問は、質問書（様式第2）により、電子メール又は地域協働課へ提出してください。郵送及び電話などの方法による質問は受け付けません。

**【受付期間】**

令和7年4月7日（月）から令和7年4月24日（木）午後5時まで

**【提出方法】**

メールの場合の件名は「【質問】（市民団体等名）」としてください。なお、質問がない場合、「【質問なし】（市民団体等名）」と明記して提出してください。もしくは、地域協働課へ提出してください。

**【提出先】**

chiik@city.inazawa.aichi.jp 又は、地域協働課へ提出してください。

**【その他留意事項】**

質問の提出は1者につき1度のみとし、追加提出等は認めません。

**(3) 質問に対する回答**

回答は、全応募者の全質問をまとめた上で、全応募者に対し一括して行います。

**【回答予定日】**

令和7年5月1日（木）（予定）

**(4) 企画提案書類の受付**

**1 提出書類**

ア 企画提案申請書（様式第3）

イ 企画提案書

（ア）事業計画書（様式第4）

（イ）事業スケジュール（様式第5）

（イ）事業見積書（様式第6）

ウ 市民団体及びグループ（様式は自由です。）

- (ア) 活動内容（規約等）
- (イ) 名簿
- 2 提出部数
  - 1 部
- 3 提出期間
  - 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで
- 4 提出先
  - 企画提案申請書類の一式を、地域協働課へ持参してください。

(5) 審査日

- 1 実施日
  - 令和 7 年 5 月 27 日（火）（東庁舎 2 階第 11 会議室）
- 2 優先交渉者の選定
  - 選定委員会による書類審査で優先交渉者を決定する。
- 3 審査方法
  - 提出された企画提案書等の内容について審査する。各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を優先交渉者とし、総合点数が 2 番目に高い者を次点優先候補者とする。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定する。
- 4 審査の主な基準及び配点
  - ア 理解（10 点）
    - (ア) 企画提案書は本事業の趣旨に沿っているか。
  - イ 取組体制（20 点）
    - (ア) 業務遂行過程で地域協働課担当職員との協議打ち合わせに応じる体制ができているか。
    - (イ) 市民団体活動及びグループ活動は適切であるか。
  - ウ 参加者募集（10 点）
    - (ア) 募集方法について効果的な工夫はされているか。
  - エ 実施内容（50 点）
    - (ア) 提案されたイベントの内容は具体的で明確であるか。
    - (イ) 参加者が興味を持つイベント内容か。
    - (ウ) 稲沢市の地域資源を活用し、稲沢市の魅力を感じられる内容となっているか。
    - (エ) 天候不良などの事案に対応できるプログラムとなっているか。

(オ) 参加者を集めやすい時期、時間であるか。

オ 費用の妥当性 (10点)

(ア) 費用積算の単価、根拠等は妥当であるか。

#### (6) 優先交渉権の決定通知

- 1 企画提案書等を提出した者へ、令和7年5月28日(水)に書面により選定結果を通知する。また、優先交渉者及び次点優先交渉者を本市公式ウェブサイトにて公表する。
- 2 事前審査も含め、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じない。

#### (7) 契約締結

- 1 本市は、選定された優先交渉者と企画提案書等に基づき、仕様書を作成し委託契約を締結する。
- 2 契約金額は、提案された見積金額を基本として委託金上限額の範囲内で協議したうえで、決定する。
- 3 本業務における契約において、優先交渉者との協議が不調となった場合又は優先交渉者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点優先交渉者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
  - ア 「3 プロポーザル方式の参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
  - イ 提案内容が無効となったとき。
  - ウ その他、事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- 4 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、受託者を変更することができるものとする。
  - ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
  - イ 受託者に重大な瑕疵がある場合
  - ウ 本業務遂行の意思が認められない場合
  - エ 業務遂行能力がないと認められた場合
  - オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合
- 5 すべての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変

更又は削除を行うことができるものとする。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- イ 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- ウ 提出書類に不備があった場合

## 6 その他

- (1) 本業務に関する選定委員、本市職員その他関係者に対して、本業務提案についての個別接触は禁止とする。
- (2) 提案は、1 団体について 1 件とする。
- (3) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加希望者に負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、参加希望者に帰属するものとする。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加希望者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加希望者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は受託者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本市情報公開条例に定める非公表情報を除き、公開の対象となる。
- (9) 書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに地域協働課（0587-32-1146）に電話連絡し、令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時までに辞退届（様式第 7）を提出する。

## 7 担当窓口

稲沢市市民福祉部地域協働課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町 1 稲沢市役所本庁舎 1 階

電話 0587-32-1146（直通）（月～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

電子メール chiik@city.inazawa.aichi.jp